

【会議録】

主 題 令和4年度 第2回つくばみらい市障がい者支援協議会（全体会）

- 日 時：令和4年10月18日（火）午後2時～
- 場 所：つくばみらい市役所伊奈庁舎2階 会議室1・2
- 出席委員：会長原口朋子委員、大久保安雄委員、君嶋俊樹委員、竹内真理委員、野澤由美子委員、石田奈津子委員、小谷野卓巳委員、飯村晴代委員、鈴木恭子委員、木村範明委員、以上10名
- 欠席委員：間宮正孝委員、宮本瞳委員、海老原弘委員、安河内崇代委員、野村俊光委員、以上5名
- 事務局：社会福祉課 石井課長、中山補佐（進行）、鴻巣主幹、兼重主事
- 傍 聴 人：0名

全体会開会（午後2時00分）

1. 開会

2. 議事（会長が議長となり、議事（1）を事務局及びコンサルから説明した。）

（1）第4期障がい者福祉計画の策定に係るアンケート調査について

（質疑・応答）

議長：何か質問等あるか。

委員1：資料1-2、障がいのある方向けの調査票、P3、問6について、選択肢に知的障がいはないのか。

事務局：問4において、療育手帳を持っているかを問う設問があるため、問6においては選択肢として設けていない。

委員1：なぜ知的障がいを選択肢にないのかを知りたい。

コンサル：前回調査の結果との経年比較をするため、同一の選択肢にしている。

委員2：出生時から知的障がいを持っている方もいるので、病気の起因をはっきりさせたのであれば、知的障がいやダウン症といった選択肢を追加することで、市内にどのくらいいるかなどがわかり、資料として役立つと思う。

事務局：検討する。

議長：他に質問等あるか。

委員2：資料をこの場で見てすぐに質問することは難しいので、資料は事前に送付してほしい。

資料1-2、障がいのある方向けの調査票、P18、「問40、ヘルプマークやヘルプカードを知っているか」について、資料1-2、一般向けの調査票、P7、問19のようにマークを入れたほうがわかりやすい。

コンサル：承知した。

議長：他に質問等あるか。

委員3：調査対象者の1,800人とは、障害者手帳所持者全員なのか。

事務局：障害者手帳所持者の中から無作為に抽出している。

議長：この場で資料の全てに目を通すのは難しいと思うが、このあと、意見をもとに修正を加えるといった作業を行うのか。

事務局：意見を反映できる箇所は修正したいと思うが、11月にはアンケートの発送を予定しているため、修正後に皆様にお諮りする場がない。

議長：資料に目を通しきれないので、会議終了後に意見を出しても良いか。

事務局：今週いっぱいであれば間に合うので、社会福祉課まで意見をいただきたい。

委員4：国際連合より、日本はインクルーシブ教育ができていないと指摘を受けたこともあるが、普通学級、特別支援学級、特別支援学校のどこに行くか、特別支援学校では高校卒業の認定がされないなど、就学先の選択は親にとってとても重要である。手厚く支援を受けられるのであれば普通学級に行けるが、現状の支援では難しいために特別支援学校を選択している方もいる中で、アンケートにおいてあまり触れられていないように思う。時代が流れている中で、前回と同じ内容のアンケートをとるのではなく、どういうところに配慮をしてほしいのかを聞いていかないと進まないのではないかと思う。

委員5：アンケートに組み込むことも大事だが、どうしたら良いかわからないといった親が多いので、事前の相談体制ができていることが重要だと思う。臨床心理士等との適切な相談を充実させることで、将来像が見えてくるのではないか。

事務局：P12、「7. 障がいのある児童について」の部分に組み込めるかということになると思うが。

委員4：P13、「問20、支援等について充実させるべきと思うこと」のあとに、普通学級、特別支援学級、特別支援学校に進んだ、進みたいといった三択の間があれば、障がいがある方の希望する就学先が見えると思う。

コンサル：検討する。

議長：意見をもとにアンケート内容を修正し、修正後の最終的なものはどのように連絡をもらえるのか。

事務局：アンケートの発送のタイミングで委員の皆様にもアンケート調査票を送付する。

議事（2）地域生活支援拠点の整備状況について

事務局から説明した。

（質疑・応答）

議長：地域生活支援拠点運用開始までのスケジュール（案）では、要綱作成後に協議会にて説明とあるが、今回その説明はないのか。

事務局：2月から3月の間に第3回協議会を予定しているため、その際に説明したい。

議長：そうすると、事業所への説明がずれ込んでしまうと思うが。

事務局：要綱は、どのような事業者が登録できるといった内容なので、事業所に説明して作成する。対象者に対する申請の流れや運用方法について、2月から3月に開催する第3回協議会で説明したいと思っている。

委員6：緊急時の受け入れ（案）について、事前登録制度を用いるということだが、市から、登録してほしいといった通知が届かなければ、こちらから書類を取りに行つて登録する方は少ないと思う。施設入所の有無や障がいの程度によっても違うとは思いますが、市としてどの程度の熱意で登録を促進するのかを知りたい。

事務局：制度を運用するにあたっては広く活用してほしいと考えている。本人の同意が前提となるため強制はできないが、事業所や障害福祉サービス利用時の相談員等の協力を得ながら、できる限り登録してもらえよう周知したい。

委員6：メリットをわかりやすく説明することで申請に繋がると思う。

委員7：受給者証や障害者手帳を所持していない方に手を差し伸べられない状況になっている。このような方に対する対応はどうなっているのか。

事務局：地域包括支援センターや民生委員など、多角的な方面から情報を集約したいと思っている。

議長：グレーゾーンで障害者手帳を持っていないような方でも登録はできるのか。

事務局：どこまで許容するか詳細は決まっていない。ただ、相談があった方に対して何もしないということはないので、幅広く支援していきたいと思っている。

委員8：福祉サービスを受けている方や障害者手帳所持者に大きな問題はないと思うが、そうでない方の緊急時の受け入れ体制について、誰がどのように把握するのが重要である。受け入れ側の事業所の体制づくりも併せて必要になると思う。

委員6：現段階で、短期入所を受け入れてくれる事業所はいくつあるのか。

委員8：実際にはないと思うので、受け入れ側の体制づくりも併せて行う必要がある。

委員6：受給者証のない方が突然利用することは難しいのではないのか。

議長：短期入所枠とは別枠になるのか。

委員8：受け入れる側の事業所が、サービス利用者とは別枠として受け入れられるかが課題だと思う。

議長：ショートステイの部屋でなくても、プライバシーが保てるようなかたちをとるということか。

事務局：はい。

議長：部屋を空けておくことは難しいと思うが、受け入れ事業者への加算などもあるので、その辺りを加味して検討してもらえると良い。普段関わりを持っていない方や、緊急時のために興奮状態になっている方を受け入れるには、事業者のスキルや力量が必要になる。事業所、医療、行政が連携しないと難しいと思うので、受け入れ側をバックアップする体制を整えて、広くシステムを活用することで、お互いに安心して利用できると思う。

委員8：つくば市や社会福祉協議会に相談をして、親の入院などの緊急時に対応した例が3、4例ある。福祉サービスを利用できない方は、サービス以外での受け入れと

して支援することを了承してもらい利用したケースがあるが、地域生活支援拠点の整備が進むことで広く活用できると良い。

委員 9：事前登録制度となるため、周知が重要になる。また、グレーゾーンの方をどこまで受け入れるかの線引きも重要だと思った。

委員 10：相談支援員がついておらず、親もグレーゾーンで家庭での協力が難しい方などもあるので、学校からも情報共有しながら呼びかけていきたい。

委員 11：福祉サービスを利用して就労に繋がる方には相談支援員がついているが、特別支援学校の卒業者などはサービスの利用がなく、事前登録に繋がりにくいのではないかと思った。民生委員等に関わってもらいながら、障害者手帳所持者にどう周知するか、道筋をたてていく必要があると思った。

委員 12：長期入院患者の地域移行について要綱を設定し、代表者会議や実務者会議を通じて地域に戻れない方への支援を検討していたが、最近は新型コロナウイルス感染症の影響により停滞していた。精神障がい者だけでなく、発達障がい者や知的障がい者等の幅広い障がい者支援について、市町村が中心となって会議が設けられていることを嬉しく思う。

議長：地域づくりという意味では、拠点ができることで変わってくる部分があると思う。一つ一つの積み重ねにより住みよい地域になっていくと良い。

委員 6：緊急時とは、どういう時なのかがはっきりしない。災害時などは人数が多く受け入れは困難になると思うが、親の病気のほかにどのようなことを緊急時として想定しているのか知りたい。

事務局：緊急時の定義については詳細が決まっていないが、災害時は対応しきれないところがあるので、線引きが必要だと思っている。

議長：統合失調症の方などは、近所から攻撃されていると感じるなど、その場から離れることで落ち着く方もいるので、医療との連携が必要である。緊急時という線引きは難しいと思うが検討してほしい。

委員 7：虐待は緊急になるのか。

事務局：緊急時の対応をとることになる。虐待などは事前登録が難しいと思われるので、柔軟に対応できるように考えている。対象者が、子ども、高齢者、障がい者なのかによって関係機関と話し合いながら進めていきたい。

委員 6：虐待については、現在も 24 時間電話対応をしていると思うが、具体的にどのような対応をしたという事例はあるか。

事務局：児童が虐待を受けた場合は親と分離する。障がい者についても、親からの暴力であれば児童相談所に通報し、一時保護する。大人の障がい者の虐待は通報を受けていないが、受け入れ先を探して分離対応をすることになる。

議長：次回の協議会で進捗状況の報告をしてもらえるのか。

事務局：4月から運用開始としているが、開始時期は事業所への説明等により後ろにずれ込む可能性がある。進捗状況については、次回の第3回協議会において報告したい。

集まりの場での周知や庁内にある地域包括支援センターへの協力を仰ぎながら進めていきたいと思っている。

議長：その他何か質問等あるか。→無

3. 閉会

【配布資料】

- ① 会議次第
- ② 【資料1-1】計画策定スケジュール
- ③ 【資料1-2】第4期障がい者計画アンケート調査票
- ④ 【資料2】地域生活支援拠点の整備状況について